
個別避難計画研修

第三部

個別避難計画の作成、共有、提出編

個別避難計画の作成

- ① 本人の基本情報について現状を確認。
- ② 本人の自宅のハザード状況等避難行動について確認。
- ③ 避難支援者に関する事項の確認。

個別避難計画の作成①

案		京都市避難行動要支援者 個別避難計画	
作成区分	新規 ・ 更新	作成日	年 月 日
氏名		作成者	事業所名 () 連絡先 () 氏名 ()
住所	京都市	電話	
生年月日	年 月 日 (歳)	携帯	
利用している 居宅サービス等	<input type="checkbox"/> 訪問サービス (事業所名) <input type="checkbox"/> 通所サービス (事業所名) <input type="checkbox"/> 短期入所サービス (事業所名)	FAX	
介護認定 障害支援区分	<input type="checkbox"/> 要介護5, <input type="checkbox"/> 要介護4, <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 区分6, <input type="checkbox"/> 区分5, <input type="checkbox"/> 区分4	メールアドレス	
同居家族等	いる・いない	氏名 ()	続柄 ()
緊急連絡先	氏名	氏名 ()	続柄 ()
	住所	氏名 ()	続柄 ()
	氏名	電話	
	住所	メールアドレス	本人との関係
		電話	
		メールアドレス	本人との関係

まずは、基本情報等の確認となります。

既に把握している情報も多いと思いますが、新たな気づきにも繋がりますので、改めて御本人や御家族から、聞き取ってください。

※緊急連絡先の項目が空欄となる場合は、以降の訪問活動を活用して、聴取をお願いします。

個別避難計画の作成②

ハザード の状況	水害	<input type="checkbox"/> 浸水想定	m <input type="checkbox"/> その他 ()
	土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域
災害時に 配慮しなくては ならない事項 あてはまるもの すべてに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が困難	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞き取りにくい)	
	<input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい	
	<input type="checkbox"/> 危険なことが判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない	
	<input type="checkbox"/> 医療的ケア (酸素 インシュリン 透析 その他 ())		
	【特記事項】		
必要な持ち物	薬 () その他 ()		

個別避難計画の作成③

避難支援者（避難支援者や関係団体へ提供されますので、避難支援者の同意（口頭可）が得られた方のみ記載）			
フリガナ 氏 名		電 話	
		メールアドレス	
住 所		本人と の関係	
フリガナ 氏 名		電 話	
		メールアドレス	
住 所		本人と の関係	
避難支援者の選 定が困難な場合	<input type="checkbox"/> 本人や御家族への確認 <input type="checkbox"/> 近隣や地域団体への相談 本人や家族又は計画作成者において、引き続き、避難支援者になっていただける方の検討をお願いします。		
※避難支援者は、災害発生時に可能な範囲で要配慮者（あなた）の支援を行うものであり、法的な義務や責任を負うものではありません。 【支援できることの例：「高齢者等避難発令」時の声かけ、可能な範囲での避難の手助け等】			

個別避難計画の作成④

【洪水（大雨）時の避難】	<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 親族・知人宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
【地震時の避難】	<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 親族・知人宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）

避難所に避難することだけが、避難ではありません。

計画作成対象者のお住まいや身体的状況を踏まえ、避難場所を選定しましょう。

【一歩進んだ取組】

避難場所や避難経路を確認するため、朝、昼、夜の3回、一度、通って見てください。

明るいうちには気付かなかったことも見えてくるかもしれません。

個別避難計画の共有

関係団体等と共有

- 作成した「個別避難計画」は京都市において原本を保管します。
- 作成した計画の副本を作成し、以下の提供先へ計画を共有してください。

なお、計画作成対象者本人や避難支援者から、関係団体への提供に係る同意が得られない場合は、共有できません。

その場合、京都市に原本を提出するにとどめ、関係団体と共有しないでください。

【「個別避難計画」副本の提供先】

- 高齢者：本人、家族、緊急連絡先、避難支援等実施者、居宅介護支援事業所、
地域包括支援センター
- 障害者：本人、家族、緊急連絡先、避難支援等実施者、特定指定相談支援事業
所、障害者地域生活支援センター

個別避難計画の提出

個別避難計画を作成いただいた場合、作成件数1件あたり、7、000円の報酬をお支払いします。

計画作成後、概ね1箇月以内での提出に御協力ください。

提出が遅延すると、計画を速やかに内部で共有することができず、また、報酬のお支払いも遅れてしまいますので、必ず提出方法及び提出期限は守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

計画の管理

個別避難計画には、対象者本人の氏名、住所、身体状況等の他、家族や避難支援者の大切な個人情報に記載されており、厳重に取扱う必要があります。

万が一、計画の紛失や盗難などにより、計画の記載情報が漏れてしまうと、対象者本人への被害が発生する恐れが生じるだけでなく、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性、対象者本人と避難支援者や関係団体との信頼関係も揺るがしかねません。

個別避難計画の提供を受けた方は、災害対策基本法に基づいて、守秘義務が課されます。

提供に際して、協定締結等を行いませんが、作成した個別避難計画（副本）の管理についても、適切な保管をお願いします。

計画の更新

対象者本人の心身の状況や取り巻く環境の変化に伴い、個別避難計画の記載内容を変更する必要があることから、1年に1回程度、計画の見直しを行ってください。

なお、更新された内容によっては、報酬の対象となります。

<更新例>

- 本人の状態（介護認定、障害支援区分）や、住所変更に伴い、災害時の配慮事項が変わったとき
- 関連情報（緊急連絡先、避難支援者、避難場所や経路の情報等）が変わったとき

第三部 完

長時間の受講、お疲れ様でした。
御清聴ありがとうございました。

